

平成 21 年 4 月 20 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2008

課題番号：19601005

研究課題名（和文） 北欧における大学運営、大学評価への学生参画システム検証

研究課題名（英文） Research on Student Participation in University Management and University Evaluation in Scandinavian Countries

研究代表者

堀井 祐介（HORII YUSUKE）

金沢大学・大学教育開発・支援センター・教授

研究者番号：30304041

研究成果の概要：

北欧諸国における大学運営、大学評価活動への学生参画の法的根拠、仕組み、運用実態、について書面および訪問調査を行った結果、北欧諸国では、大学法、学則等により、大学理事会や大学評価関連委員会等に学生代表を入れることが規定されており、学生代表は、他の構成員と同じ権限、責任を持ち、理事会、教授会、教務・学生委員会、評価パネルなどいろいろなレベルの会議体に学生が参画し、教育の質向上に役立っている事実が確認出来た。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	2,000,000	600,000	2,600,000
2008 年度	1,400,000	420,000	1,820,000
年度			
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：高等教育

科研費の分科・細目：大学改革・評価

キーワード：学生参画、大学運営、大学評価、北欧

1. 研究開始当初の背景

近年、社会からの高等教育への関心が高まってきている。大学教育力を高めるためにFD（Faculty Development）が実施され、その一環として、授業評価アンケート、公開授業などが盛んに行われるようになり、これまでただ授業を受けるだけの存在であった学生が、大学教育に対しては、一定の影響を持つようになってきた。しかし、依然として、大学組織の重要な構成員である学生は、利害関係者(stakeholder)として位置付けられてはいるが、サービスを受ける側、顧客的に扱われており、大学評価、大学運営の当事者と

はされていない。

そのことは、現在の日本における大学運営、大学評価の体制を見てみると明らかである。日本のほぼ全ての大学において、最高意思決定機関である理事会、役員会、評議会、協議会等は、理事長、学長をトップとして、理事、教職員、外部有識者から構成されている。また、大学評価・学位授与機構、大学基準協会をはじめとする大学評価機関の実際に評価を行うメンバーを見ても、大学理事者、教職員、外部有識者であり、学生参画は実現されていない。

2. 研究の目的

日本では、大学運営、大学評価は、理事者、教職員、外部有識者等の「大人」が行うものであり、学生はお客様として「子供」扱いされてきている。確かに、日本の学生は、卒業して社会に出るまでは、欧米の学生と比べて社会に対する関心が希薄であり、大学時代はモラトリアムとして「子供」時代の延長であるということはよく言われているが、一方で、大学を含む社会の側も生徒、学生が社会性を獲得する仕組みを作ってこなかったことも事実である。日本と欧米諸国とは社会的、文化的背景が異なるとはいえ、今後、高等教育がますます世界規模で展開されるなかで、大学運営、大学評価への学生参画は、グローバルスタンダードとして日本の高等教育界においても避けて通れない課題である。また、大学運営、大学評価への学生参画は、学生の大学教育への参画である授業評価アンケートなどのFDの延長線上に位置付けられるものであると言っても過言ではない。このように、大学にとって重要な利害関係者である学生が、大学の教育だけでなく、大学の活動全般に関わる大学運営、大学評価に参画することは、日本の高等教育の将来像には欠かせない要素となるものと思われる。

そこで、学生参画先進国である北欧諸国を調査し、大学運営、大学評価への学生参画の日本での可能性を検証する。

3. 研究の方法

まず、北欧5ヶ国における、大学運営の仕組み、大学評価の仕組み、大学および大学評価機関の理事会をはじめとする各種委員会への学生参画状況、それらの学生の立場、権限、それらの学生の選抜方法、選抜母体となる学生団体の仕組みを书面調査および訪問により明らかにした。まず、大学法、学則等規程について书面調査を行い、その後、大学、学生団体、評価機関等への訪問調査を実施した。その後、北欧5ヶ国と日本との社会的背景の差異を考慮しつつ、北欧における学生参画の仕組みを整理し、日本への導入可能性について検討した。訪問調査は、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、ノルウェー、アイスランドの5カ国について行った。以上の調査研究の結果は、先ず金大大教センター内での検討会で報告し、そのまとめを金大大教センター発行の『週刊センターニュース』で金大教職員へ伝え、他の教職員、学生の意見を参考にするため金大大教センター主催の共同学習会で報告、議論を行い、最終報告書を作成した。

4. 研究成果

本研究では、北欧諸国における学生参画の法的根拠、仕組みを調査し、現地訪問調査等

により学生参画システムの運用実態、学生参画による教育改善効果、大学評価活動における学生の果たしている役割を確認した。また、日本における学生参画の取り組みについても調査を行った。調査結果は、以下の通りである。

(1)デンマークでは、大学法および学則により、大学理事会構成員に学生代表を入れることが規定されている。学生代表は、他の理事会構成員と同じ権限、責任を持っている。理事会、教授会、教務・学生委員会などいろいろなレベルの会議体に学生が参画し、カリキュラムなど教育について議論されるため、教育の質向上に役立っている。実際の大学運営としては、学長、学部長、学科長などからなる執行部が実際の日常業務を司り、運営責任を持ち、各種決定権を握っているが、学生はその構成員ではない。最終的には、理事会が教授会、教務・学生委員会、執行部間の調整を行う。学生団体における学生委員の選出方法は、まず、学生団体による候補者選びがあり、その後、全学生による投票が実施される。学部毎に候補者を選ぶ大学もある。学生団体が複数ある場合は、それぞれの団体から候補が出て、最後は全学生による選挙により選ばれる。大学評価に関して、デンマークでは教育プログラムに対するアクレディテーションが行われているが、全国で行われるアクレディテーションを統括しているのがアクレディテーション委員会およびその委員会のもとに置かれているに学生がメンバーとして参加している。アクレディテーションに学生の視点を入れることで、教育の質の向上、就学期間短縮などに効果が見られる。

(2)スウェーデンでも、大学法および学則により、大学理事会構成員に学生代表を入れることが規定されている。理事会、学部委員会および学科委員会における学生代表は、主に学生組合から選出されている。スウェーデンの大学では、すべての学生が何らかの学生組織に所属することが法的に義務付けられている。学生組織は各大学の様々な組織への学生代表の選出母体となっており、大学運営への学生参画にとって重要な存在である。このような、学生参画は初等教育の段階からある程度実施されているものであるため、大学側・学生側の双方がそれを当然のものと認識している。各学生組織はそれぞれの活動とその成果をアピールする広報活動を活発に行っており、自らの学生生活に対してイニシアチブを取るという姿勢が学生の中に根付いている。大学評価に関しても、スウェーデンでは、大学の質保証に対して学生が積極的に関わることを法令で明確に示している。この質保証実現のため、各大学では、すべての授業において授業評価が実施されており、そのほとんどで回答は学生の自由意思に委ね

られている。評価方法はコースや学科といったレベルでそれぞれに規定されており、評価方法自体の決定にも学生が参加していることが確認できた。授業評価で示された結果や意見は公開・尊重され、改善が必要な事柄に対しては何らかの対応がなされており、そういった事実を認識している学生たちは、積極的に授業評価に取り組んでいる。

(3)フィンランドにおいて高等教育に関する意思決定は、教授、その他の教育・研究職員及び事務職員、学生という三つのグループの代表がほぼ均等な割合で含まれている組織で行うことが自明の理とされ、法的にもこれをサポートするような規定がなされてきた。こうした運営のあり方を「三者自治」と呼んでいる。その結果、大学では、いかなるレベル(全学・部局・学科レベルなど)においても意思決定は、通常、上記三つのグループの代表を含む組織体において行われる。これらのうち、学生代表を送り出す母体となっているのが、学生組合である。学生組合は、機関レベル及び国レベルで設置されている。学士課程・修士課程に属する学生はすべて(交換留学生等、留学生全般を含む)、学生組合に加入する義務がある。三者自治の原則は、学長選考会議にも適用される。フィンランドでは、現在、高等教育のプライバタイゼーションの進展を目指して新「大学法」の審議が国会において進められており、それにより、学生の位置づけが変容する可能性が高まっている。

(4)ノルウェーにおいても、大学運営への学生参画およびその選出母体となりうる学生団体については法律に明記されている。さらに、ノルウェーでは、大学評価活動にも学生参画が実現されている。オスロ大学における大学全体の学生団体は学部等から選出された36名の学生からなり、さらにこの36名から作業委員会のメンバー5名が選出される。作業委員会の5名から2名が理事会の学生理事となる。また、オスロ大学人文学部の教育・研究に関する意思決定は、学部の3名の教員、phD1名、2名の学生からなる学部委員会で行われ、学生メンバーは9名からなる人文学部学生団体から選出されている。ベルゲン大学においても、オスロ大学と同様、大学全体、学部、専攻の各階層に学生による自律的な団体がある。また、理事会をはじめ学部、専攻の意思決定を行う会議体のメンバーとして教職員とともに学生が加わっている。また特定のトピックスを扱う委員会にも学生が構成員として加わっている。ベルゲン大学における、学生団体を通じた学生の要望が実現する事例として、例えば授業で小説を読む部分を削減することや、成績評価においてレポートと試験の割合を変更することなどがあげられる。ノルウェーにおける高等教育機関の

評価機関である NOKUT の意思決定を行う評議会メンバー7名のうち1名は学生代表である。評議会は、案件ごとに学生代表1名を含む3名からなる委員会を編成し、大学の自己評価システムの評価を行っている。

(5)アイスランドにおいても、理事会、全学協議会、学部教授会等への学生参画が法律、学則に明記されている。現在、アイスランドの大学は7つあり、各種会議体への学生参画メンバー数は、大学の規模による。学生参画はアイスランド文化に根付いた、日常的な活動と考えられている。アイスランド大学理事会メンバーは11名で、内訳は、学長、教員2名、学生2名、教育科学文化相が任命するものの4名に加えて、上記9名が任命する企業等からの外部理事2名である。この理事会の他に、全学協議会があり、ここでは、アカデミックな議題(教育戦略、研究戦略など)について議論される。構成員の約20%が学生代表となっている。学部教授会にも学生代表参加しており、権限としては、教員人事等への投票権が無いことを除けば、基本的に他のメンバーと同じである。また、学生は、学長選挙への投票権も持っている。学生の投票は全体の30%にカウントされ、教職員の投票は全体の60%、その他が10%となっている。このことも、学生の意向を大学運営に反映させるには大きなポイントとなっている。アイスランドでは、大学は7つしかないため、独立した評価機関は存在しない。教育科学文化省が計画、監督する形で、評価委員会を組織し、アクレディテーションを行っている。この委員会自体には学生は参加していないが、アクレディテーションのもとになる自己点検活動等への学生参画は法で規定されている。

(6)北海道医療大学では、大学運営への学生参画事業として、Student Campus President 制度(通称:キャンパス副学長制度、以下 SCP 制度)を実施している。SCP 制度は各学部から1名を立候補による選挙にて選出、4月より翌3月までの1年間を任期とし、1人30万円程度の活動費を使って大学のブランディングプロジェクトの企画・実施を行っていくものである。現在全学生を対象として e-Mail を含めた投書の結果最も意見の多かった「食堂改善」についてプロジェクトを興し、「食堂改善プロジェクト」に取り組んでいる。SCP の活動に関する業務を行うのは学生部学生支援課であり、教員および事務各部署も出来る限りのバックアップを行うことを共通認識としてスタートさせている。SCP 制度により、大学改革を教職員だけでなく、学生も交えた協力体制で行うという意識改革、大学構成メンバーにおいて多数者である学生の活躍の誘導、社会にアピールできる話題づくり、「学生力」「大学力」の向上、大

学のカラーの創出・醸成などが期待されている。

(7)北欧においては、民主主義の原則と共に、伝統として学生参画制度が維持され、うまく運用されている。また、ポローニャプロセスでも、国レベルで学生参画を強化することが求められている。学生参画制度は、その国における文化伝統の一部となつてこそ成功するものであると考えられるため、一朝一夕に日本に理事会や教授会に学生が参加するようなレベルでの制度を導入することは非常に難しいと思われる。しかし、ポローニャプロセス等に代表される高等教育国際化の流れだけでなく、大学における教育力向上、学生力向上、学内活性化という観点からも、日本において、何らかの形で学生参画を実現させることが、学生主体の教育推進、学生の成長促進、社会存在としての責任と自覚の点で有効であると思われる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表](計2件)

堀井祐介、大学運営、大学評価への学生参画システム検証 - デンマーク、スウェーデン、フィンランドの事例 - 、日本高等教育学会、2008年5月24日、東北大学川内キャンパス

堀井祐介、北欧の大学評価紹介、日本アイスランド学会、2007年5月12日、金沢大学サテライト・プラザ

6. 研究組織

(1)研究代表者

堀井 祐介 (HORII YUSUKE)

金沢大学大学教育開発・支援センター・教授

研究者番号 30304041

(2)研究分担者

青野 透 (AONO TORU)

金沢大学大学教育開発・支援センター・教授

研究者番号 00202490

西山 宣昭 (NISHIYAMA NOBUAKI)

金沢大学大学教育開発・支援センター・教授

研究者番号 10198525

渡辺 達雄 (WATANABE TATSUO)

金沢大学大学教育開発・支援センター・准教授

研究者番号 20397920

早田 幸政 (HAYATA YUKIMASA)

大阪大学・大学教育実践センター・教授
研究者番号 30360738

渡邊 あや (WATANABE AYA)

熊本大学・大学教育機能開発総合研究センター・准教授

研究者番号 60449105

上倉 あゆ子 (AGEKURA AYUKO)

大阪大学・外国語学部・非常勤講師

研究者番号 70467520

(3)連携研究者

なし